

# 駐車監視員活動ガイドライン

## 【赤羽 警察署】

### 趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません。）。  
本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

### 活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

### 留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

### 参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤字表示は、新たに指定したもののほか、路線の延長、地域の拡大及び時間の変更を行ったものです。  
なお、指定から外した路線等については、末尾に記載してあります。

#### 重点路線

##### ◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ←	→ 間	重点時間帯	備考
1	区道	東十条東本通り	赤羽2-70先北本通り赤羽岩淵駅交差点	赤羽南2-23区立稲田小学校先	7-22	北区違法駐車防止条例重点地区に含まれる路線

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	主要地方道318号	環状七号線	西が丘2-8先姥ヶ橋交差点周辺 神谷2-1先		7-22	
2	主要地方道8号	環状八号線	赤羽北2-21先		7-22	
3	国道122号	北本通り	岩淵町23番先新荒川大橋～赤羽交差点～神谷1-1先		7-22	
4	都道460号	赤羽西口本通り	JR赤羽駅西口交差点		7-22	
5	区道	弁天通り	JR赤羽駅西口交差点		7-22	
6	都道445号	都道バス通り	JR赤羽駅西口交差点～赤羽台3-6先～善徳寺前交差点～赤羽西6-17先赤羽西六丁目交差点		7-22	
7	区道	東京北社会保険病院通り	JR赤羽駅西口交差点		7-22	赤羽台トンネル経由
8	区道	諏訪通り	赤羽北3-3先諏訪神社前交差点		7-22	
9	都道455号	補助85号線	赤羽西5-12先善徳寺前交差点		7-22	
10	区道	三岩通り	西が丘1-4先		7-22	
11	都道447号	浮間バス通り	赤羽北2-24先環状八号線～浮間橋～JR浮間舟渡駅前ロータリーの間		7-22	
12	区道	浮間中央通り	浮間5-3先新河岸大橋		7-22	区間延長
13	区道	新河岸通り	志茂3-45先		7-22	桜開花時において重点的に運用
14	区道	清掃工場通り	赤羽南2-10先 神谷2-51先		9-19	
15	区道	志茂1丁目通り	志茂1-17先		7-22	

重点地域

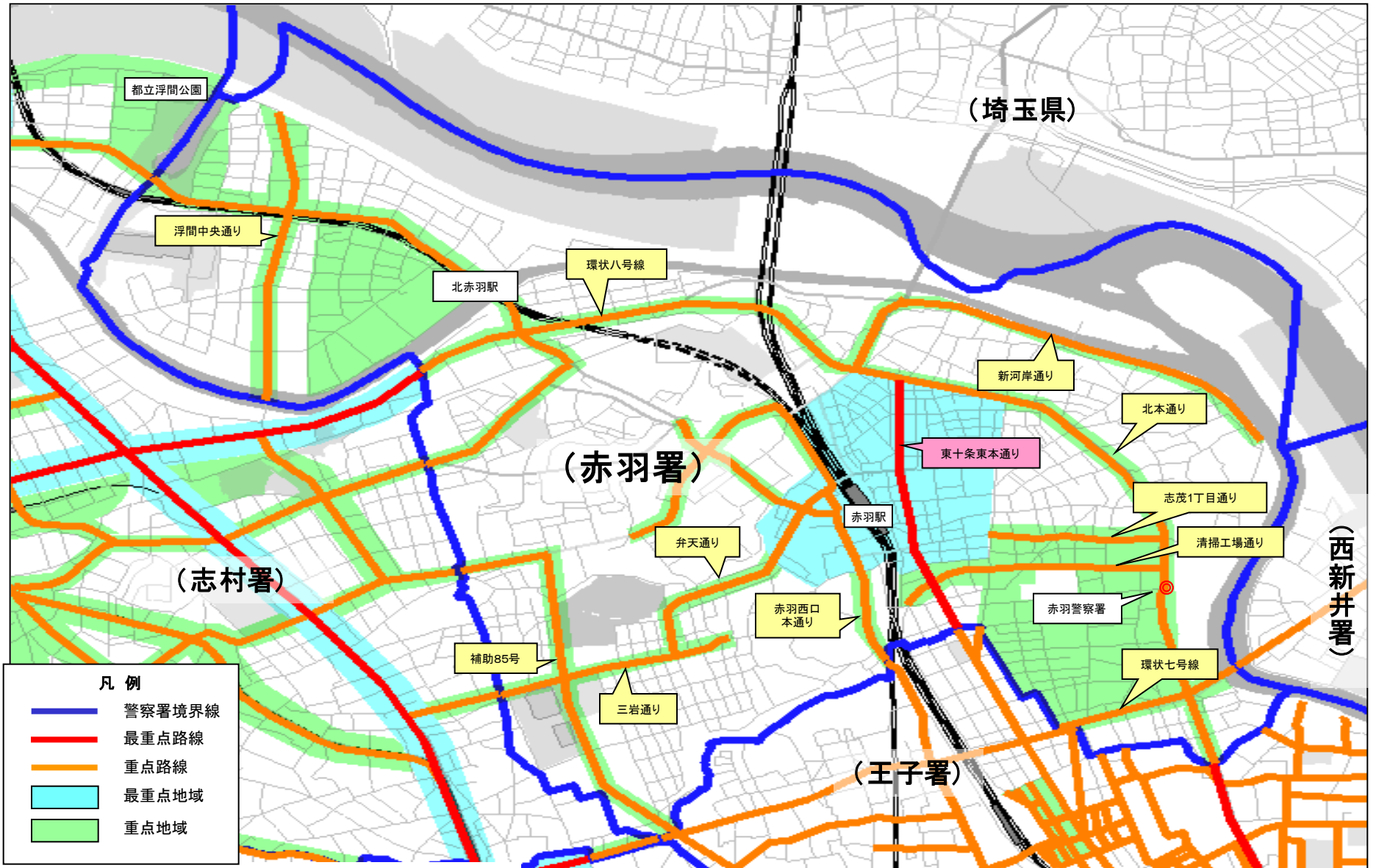
◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	JR赤羽駅を含む赤羽1～2丁目、赤羽南1丁目、赤羽西1丁目	7-22	北区違法駐車防止条例重点地区

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	重点路線(上記No1～15における指定路線)周辺	7-22	
2	都立浮間公園周辺	7-20	
3	浮間3丁目地区	7-20	
4	神谷2丁目、3丁目地区	7-20	

# 赤羽警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。